

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示
第 号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）第二十九条の規定に基づき、生産性の向上に特に資
するものとして主務大臣が定める基準を次のように定め、生産性向上特別措置法の施行の日（平成 年 月
日）から施行する。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 林 芳生

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 齋藤 健

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 中川 雅治

生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする革新的データ産業活用が、次の各号のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1 革新的データ産業活用計画に含まれる機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア（以下「設備」という。）であつて、課税の特例の適用を受けようとするものは、次のいずれにも該当すること。

一 データ連携のために必要となるソフトウェアの新設又は増設をする（当該ソフトウェアが組み込まれた機械及び装置又は器具及び備品の取得又は製作をする場合を含む。）こととなる革新的データ産業活用計画（以下「計画」という。）に必要なものとして取得又は製作をする機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアであること。

二 計画に基づき、新たに事業の用に供するものであつて、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第三項各号に掲げる試験研究に係る資産でないこと。

三 機械及び装置については、革新的データ産業活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又は革新的データ産業活用による分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであること。

四 主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供する設備でないこと。

2 データの安全管理の措置に関して、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。以下この2において同じ。

）が、革新的データ産業活用に関する指針第一第二項に基づく対応が取られることを担保していることが明確になっていること。ただし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人による申請の場合は、情報処理安全確保支援士又はITコーディネータが

、革新的データ産業活用に関する指針第一第二項に基づく対応が取られることを担保していることが明確になっていること。

3 計画に基づく生産性向上の目標について、以下のいずれにも該当する見込みのあるものと認められること。ただし、複数の事業者が連携して計画を作成する場合は、各事業者がそれぞれ以下のいずれにも該当する見込みのあるものと認められる場合に限る。

一 設備を事業の用に供した年度の翌年度から三年間の労働生産性の伸び率の年平均が二パーセント以上となること。

二 設備を事業の用に供した年度の翌年度から三年間の投資利益率の年平均が十五パーセント以上となること。

4 計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に規定する減価償却資産であつて、設備の取得予定価額の合計額が五千万円以上であること。

（備考）

この告示における3の各項目の計算方法は、次のとおりとする。

1 労働生産性の計算方法

(営業利益＋人件費＋減価償却費) ÷ 労働者数

又は

(営業利益＋人件費＋減価償却費) ÷ (労働者数×1人当たり年間就業時間)

2 投資利益率の計算方法

(営業利益＋減価償却費) の増加額 (設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額) ÷ 設備投資額 (設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額)